

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年6月26日

徳島県監査委員 近藤光男
 同 岡崎悦夫
 同 大寺健司
 同 大塚明人
 同 北島一

監査結果の公表年月日	令和2年2月7日									
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置							
<p>収入で未収となっているもの</p>	<p><南部総合県民局地域創生部（阿南庁舎）> 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="477 831 958 1005"> <tr> <td>平成30年度決算額</td> <td>124,941,909円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度決算額</td> <td>133,329,660円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>△8,387,751円</td> </tr> </table>		平成30年度決算額	124,941,909円	平成29年度決算額	133,329,660円	増 減 額	△8,387,751円	<p>「令和元年度県税事務運営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和元年7月から9月までの間は「滞納繰越分整理強調月間」として集中的に滞納整理を行った。</p> <p>滞納者に対しては、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導により自主納付を促す一方、財産があるにもかかわらず納税しない滞納者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権のほか、滞納者宅を捜索して動産を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。</p> <p>「滞納分析会議」を定期的の実施し、財産調査により把握した担税能力を元に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。</p> <p>また、収入未済額の大部分を占める個人県民税の徴収対策としては、11月から12月までの間を「県下一斉徴収強化月間」として、局長と市町長との連名による共同催告書の発送を行うなど、県と市町が一体となった徴収強化に努めた。</p> <p>市町への徴収支援としては、令和元年8月から阿南市、那賀町及び美波町において、県と市町村の税務職員の「相互併任制度」を活用し、差押えや捜索を共同で行うことで市町職員のスキルアップに努めた。</p> <p>加えて、地方税法第48条に基づく徴収引継について、平成30年度から牟岐町及び美波町において取り組み、さらに令和元年度においては、阿南市及び那賀町で6月から、海陽町で7月から約1年間実施し、市町から引き継いだ徴収困難事案を県が徴収しているところである。</p> <p>一方、財産調査等の結果、生活困窮者や将来的にも徴収見込みがないことが明らかな者については、滞納処分の執行を停止するなど、滞納者の状況に応じた滞納整理を進めた。</p> <p>これらの取組の結果、平成30年度決算額で124,941,909円であった県税の収入未済額が、令和2年3月31日現在では90,052,462円となり、34,889,447円（うち不納欠損額12,968,658円）減少した。</p>	
平成30年度決算額	124,941,909円									
平成29年度決算額	133,329,660円									
増 減 額	△8,387,751円									

今後とも、納期内納付向上の広報及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努めたい。
また、個人県民税については、管内市町との連携を強化し、徴収支援の充実に努めたい。

<南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成30年度決算額	20,910,935円
平成29年度決算額	19,576,600円
増 減 額	1,334,335円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成30年度決算額	11,950,179円
平成29年度決算額	13,181,038円
増 減 額	△1,230,859円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成30年度決算額	1,707,157円
平成29年度決算額	1,714,157円
増 減 額	△7,000円

- 1 返納金（20,910,935円）のうち、
 - (1) 児童扶養手当返納金の収入未済額（1,810,880円）については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施した。
その結果、平成30年度決算額で1,810,880円であった収入未済額が、令和2年3月31日現在1,782,880円となり、28,000円減少した。
今後とも、市町村等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努めたい。
 - (2) 生活保護返納金の収入未済額（19,100,055円）については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めた。
さらに、債権回収強化期間の設定や債権管理検討会議の開催など、組織的な取組を図った。
その結果、平成30年度決算額で19,100,055円であった収入未済額が、令和2年3月31日現在16,091,720円となり、3,008,335円（うち不納欠損額1,666,433円）減少した。
今後とも、市町村等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努めたい。
- 2 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額（11,950,179円）及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額（1,707,157円）については、「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めた。
また、償還開始の連絡の際には、担当職員と母子・父子自立支援員が通知書を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めた。
さらに、平成30年度からは新たな取組として、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービ

サー)に委託した。

その結果、母子福祉資金貸付金元利収入については、平成30年度決算額で11,950,179円であった収入未済額が令和2年3月31日現在10,339,849円となり、1,610,330円(うちサービサー回収分1,035,485円)減少するとともに、寡婦福祉資金貸付金元利収入については、平成30年度決算額で1,707,157円であった収入未済額が令和2年3月31日現在1,701,980円となり、5,177円(うちサービサー回収分5,177円)減少した。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定事業活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保を図りたい。

<西部総合県民局地域創生部<美馬庁舎><三好庁舎>>

県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成30年度決算額	58,925,645円
平成29年度決算額	66,889,777円
増減額	△7,964,132円

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。

平成30年度の県税の収入未済額は、58,925,645円であり、税目別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の82.2パーセント、自動車税が11.6パーセントとこの2税目で県税収入未済額全体の93.8パーセントを占める状況であった。

[参考]

「個人県民税」の収入未済額 48,420,290円
(対前年度比 △6,706,110円)

「自動車税」の収入未済額 6,868,324円
(対前年度比 △739,869円)

令和元年度においては、特に収入未済額の8割超を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」を活用し、特定の滞納整理業務を共同で行う徴収支援について、平成30年度から実施するつるぎ町に、三好市を加えた管内1市1町において実施した。また、地方税法第48条の規定に基づき、住民税の一部について徴取引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、平成30年度から実施する三好市及び東みよし町に、つるぎ町を加えた管内1市2町を対象として行った。

また、11月から12月にかけての「県下一斉徴収強化月間」においては、県と管内市町の連名による「共同催告」、県と管内市町職員参加の街頭啓発活動を実施するなど、管内市町と連携を強化し、滞納を許さない気運を醸成するとともに、新規滞納の抑制を図った。

自動車税については、滞納件数が多く、早期の処理が求められることから、地区別に徴収状況を把握し進行管理に努めるとともに、西部総合県民局地域創生部県税担当が一体となって積極的な納税交渉や効果的な調査を行うなど、厳正な滞納整理に取り組んだ。さらに、令和元年度においては、滞納者宅等の搜索による動産の差押えを行い、差し押さえた動産については、インターネット公売により売却して未納の徴収金に充てた。

その他の税目についても、定期的に美馬庁舎と三好庁舎の合同で「滞納分析会議」を開催し、滞納整理の進捗状況と今後の滞納整の方針について協議するとともに、7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め、差押えなどの積極的な滞納処分により集中的な滞納整理に取り組んだところである。

これらの取組から平成30年度決算における収入未済額58,925,645円が令和2年3月31日現在31,051,571円となり、27,874,074円（うち不納欠損額5,542,502円）減少した。

今後とも、さらなる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

また、個人県民税については、市町との連携を密にし徴収支援の充実に努めたい。

<西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成30年度決算額	22,488,794円
平成29年度決算額	17,625,297円
増減額	4,863,497円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成30年度決算額	6,475,288円
平成29年度決算額	6,949,681円
増減額	△474,393円

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、債務者に寄り添いながら粘り強く納付指導を実施することで、収入未済額の縮減に努めている。

このような取組の結果、平成30年度決算額で2,402,280円であった収入未済額が、令和2年3月末日現在2,348,280円となり、54,000円減少した。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生 of 未然防止と早期発見に努めている。

今後とも、債務者の生活状況の実態を把握し、ひとり親家庭支援として債務者に寄り添いながら定期的な電話及び訪問による納付指導を行い、早期納入を求めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生 of 防止に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金について

は、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

このような取組の結果、平成30年度決算額で20,086,514円であった収入未済額が、令和2年3月末現在17,265,203円となり、2,821,311円（うち不納欠損額1,740,240円）減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生の抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、11月を償還指導の強化期間として設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取組の結果、平成30年度決算額で6,475,288円であった収入未済額が、令和2年3月末現在6,158,455円となり、316,833円減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努めている。

さらに、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送付し償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

また、収入未済額の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

監査結果の公表年月日	令和2年3月6日	
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(1) 収入の徴収時期で適切でないもの	<p><二十一世紀館> 行政財産（教育財産）の使用許可に係る使用料において、所定の手続を経ないまま事後調定としているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、使用料の納付について、特段の事情があると認められるもの以外は、使用開始前に納付を求めることを基本としているところ、事前に二十一世紀館長の承認を得ることなく、事後調定として処理していたものである。</p> <p>指摘を受けて、所内会議を開催し、各担当者に対して、使用開始前の使用料納付を基本とした処理を行うことを徹底した。なお、後納として処理することが適当と考えられる特段の事情のあるものについては、伺いにその事情を記載し、二十一世紀館長の承認を受けることも併せて徹底した。</p> <p>今後とも、同様の事例が発生しないよう、定期的に職員への周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めて参りたい。</p>
(2) 調定に関する事務で適切でないもの	<p><阿南光高等学校> 全日制高等学校授業料において、事前調定すべき場合にもかかわらず、事後調定しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、全日制高等学校授業料の現金収納において、納期限を経過したものについては速やかに事前調定をするべきところ、事後調定により収納したものである。</p> <p>指摘を受けて、現金収納について未納となった場合は、速やかに事前調定を行い、納入通知書による督促を徹底することとした。なお、未納者に対する督促は従前より適切に行っており、令和元年度の授業料については、口座振替を含め、年度内に全て収納している。今後も適切な調定及び督促を徹底し、収入未済の発生予防に努めたい。</p> <p>あわせて、同様の事案の再発防止を図るため、事務室職員一人一人が会計規則や関係法令等の知識の習得に努めるとともに、担当者、副主任者、事務課長など複数の職員による確認を徹底し、組織的なチェック能力を高めることにより、適正な事務執行に努めたい。</p>
(3) 授業料の取扱いで適切でないもの	<p><川島高等学校> 全日制高等学校授業料において、二重徴収となったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、平成30年度の全日制高等学校授業料において、就学支援金の審査結果を受理した後のチェックが十分でなかったため、2か月分（対象者1名）の授業料が二重徴収となっていたものである。</p> <p>返納については、対象者とその保護者に対して説明を行い、速やかに返納ができるよう事務処理を進めた結果、令和2年1月17日に返納を完了</p>

		<p>している。</p> <p>指摘を受けて、授業料に関する事務処理ミスを起こさないよう徴収・返納・就学支援金の審査結果を個別に把握できる授業料徴収原簿を作成して十分チェックを行っている。あわせて、管理職を含む複数の職員が関係書類の確認を徹底することにより、組織的なチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めたい。</p>
<p>(4) 休日給の支給で適切でないもの</p>	<p><二十一世紀館></p> <p>休日に勤務を行った際、休日給と超過勤務手当の区分を誤って支出しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、本来、休日に勤務したときは、正規の勤務時間については休日給を支給し、それ以外の時間については超過勤務手当として支給すべきであったところ、休日に勤務した時間の全てを休日給として支給していたものである。</p> <p>指摘を受けて、監査対象期間の全ての超過勤務、休日給の実績について確認を行い、令和2年2月の月例報告で修正処理を行った。</p> <p>支給誤りが発生する最も大きな原因としては、発生源入力者である各職員が正しく制度を理解していないことであることから、各所属内で研修会を開催し、休日給の支給に関する制度について改めて周知した。</p> <p>また、決裁権者（所属長、担当リーダー等）及び総務事務を担当する二十一世紀館の担当者による複数のチェックを行うこととした。</p> <p>今後とも、同様の事例が発生しないよう、定期的に職員への周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めて参りたい。</p>